佐久市環境審議会委員公募要領（案）

佐久市　環境部　環境政策課

次のとおり公募に係る条件その他必要な事項を定め、佐久市環境審議会の委員を公募します。

１　名称、設置目的及び所掌事務

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | 佐久市環境審議会 |
| 設置目的 | 環境基本法第４４条の規定に基づき、市域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議等することを目的とする。 |
| 所掌事務 | 市長の諮問に応じ環境の保全等に関する基本的事項について調査し、又は審議するほか、必要に応じ環境の保全等に関する基本的事項について、市長に意見を述べることができる。（佐久市環境基本条例第２１条第２項） |

２　公募の趣旨

|  |
| --- |
| 佐久市では、政策決定過程への市民参画を促進し、広く市民の皆さんの意見を聴くことにより、総合計画や行政改革大綱に掲げる「市民協働」を実現するための手段の１つとするよう、市民の皆さんに審議会等の委員になっていただく審議会等の委員の公募制度を設けています。佐久市環境審議会は、その設置目的や所掌する事務の環境の保全、廃棄物の抑制及び処理に関する事項等について、市民の皆さんの意見を聴き、政策に反映させることが必要な機関であることから、同制度を適用し、委員の公募を行おうとするものです。 |

３　公募委員数

|  |  |
| --- | --- |
| 募集人員 | ４人（委員総数 ２０人以内） |

４　申込資格

|  |  |
| --- | --- |
| 申込資格 | 次のすべてに該当する方に申込みの資格があります。１　年齢が満１８歳以上の方２　①佐久市内に住所を有する、②佐久市内の事業所に勤務する、③佐久市内の学校等に在学する、のいずれかに該当する方３　市税等を滞納していない方４　佐久市の他の審議会等の委員となっていない方、または過去に本審議会の委員となっていない方５　佐久市議会議員、または佐久市職員でない方６　環境審議会の所掌する事務と密接な利害関係がない方７　平日（昼間）に開催する会議に出席できる方８　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の構成員でない方 |
| 基準日 | 令和７年７月１日 |

５　申込みに必要な書類及びその様式

|  |  |
| --- | --- |
| 必要書類 | 佐久市環境審議会公募委員申込書（別添様式）市税等滞納の確認に係る承諾書（別添様式） |

６　申込方法及び期限

|  |  |
| --- | --- |
| 申込方法 | 次の方法により申し込んでください。１　持参（佐久市役所本庁舎　環境政策課窓口）２　郵送（〒３８５－８５０１　佐久市中込３０５６番地　佐久市役所　環境政策課宛て）３　メール（kankyoseisaku@city.saku.nagano.jp）４　FAX（０２６７－６２－２２８９） |
| 申込期間 | 令和７年７月１日（火）　午前８時３０分から令和７年７月３１日（木）午後５時１５分まで 【※当日消印有効】 |
| その他 | メールまたはFAXにより「佐久市環境審議会公募委員申込書」を提出される場合は、「市税等滞納の確認に係る承諾書」を別途ご提出いただきます。 |

７　選考方法

|  |  |
| --- | --- |
| 選考方法 | 募集人員を超える場合、下記日程で公開のもと抽選により選考します。（会全体や公募委員数の男女比を考慮する場合があります）　ア　日時　令和７年８月１２日 （火）　午後１時３０分　イ　場所　佐久市役所３階　３０２会議室 |

８　任期

|  |  |
| --- | --- |
| 任期 | 委嘱の日から２年間 （委嘱時期は令和７年１１月頃を予定） |

９　委員報酬等の有無及び金額

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種別 | 報　酬 | 費用弁償 |
| 有無 | 有 | 有 |
| 金額 | 1日あたり　６，５００円（４時間以内の場合は半額） | 1ｋｍあたり ３７円（車で来庁する場合） |

10　その他

|  |  |
| --- | --- |
| 特記事項 | １　申込書の記載事項について、関係機関等に問合せをすることがあります。２　委員に委嘱されたのちに申込資格を満たさない状況になったときは、任期中であっても委員の資格を失います。３　申込者が募集人員に満たない場合であっても、再公募はいたしません。 |
| 問合せ先 | 佐久市役所　環境政策課 環境政策係電話番号：　0267-62-2917（直通） |